

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則……………(総務局人事部制度企画課) ……二

訓令

○東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則取扱規程の一部改正……………(総務局人事部制度企画課) ……三

告示

○令和六年東京都告示第三百四十八号 (令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(政策企画局総務部総務課) ……五

○令和六年東京都告示第三百四十九号 (令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(子供政策連携室総合推進部総務課) ……五

○令和六年東京都告示第三百五十号 (令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部戦略企画課) ……六

○令和六年東京都告示第三百五十一号 (令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(総務局総務部総務課) ……六

○令和六年東京都告示第三百五十二号 (令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(財務局経理部総務課) ……六

○令和六年東京都告示第三百五十三号 (令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(デジタルサービス局総務部総務課) ……六

○令和六年東京都告示第三百五十四号 (令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(主税局総務部職員課) ……六

○令和六年東京都告示第三百五十五号 (令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(主税局総務部職員課) ……六

○令和六年東京都告示第三百五十六号 (令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(都市整備局総務部総務課) ……六

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課) ……六

○令和六年東京都告示第三百五十七号 (令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(住宅政策本部住宅企画部総務課) ……七

○令和六年東京都告示第三百五十八号 (令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(環境局総務部総務課) ……七

○平成二十一年東京都告示第九百八十八号 (都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十二第二号に規定する知事が別に定める発電又は熱利用並びに同条第一号に規定する知事が別に定める発電)の一部改正……………(環境局気候変動対策部総量削減課) ……七

○平成二十四年東京都告示第五百三十号 (都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十第一項第五号の知事が別に定める日、規則第四条の十一の三第一項第三号及び第四条の十三第三号の知事が別に定めるもの、規則第四条の十四第一項の表一の項及び二の項下欄の知事が別に定める義務の履行又は措置の実施並びに同項上欄の知事が別に定める振替可能削減量)の一部改正……………(同) ……七

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則 (平成十三年東京都規則第三十四号) 第四条の十六第七項の表二の項上欄に規定する知事が別に定める基準となる期間……………(同) ……七

○令和六年東京都告示第三百五十九号 (令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(福祉局総務部職員課) ……八

○令和六年東京都告示第三百六十号 (令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(保健医療局総務部職員課) ……八

○令和六年東京都告示第三百六十一号 (令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(産業労働局総務部職員課) ……八

○令和六年東京都告示第三百六十二号 (令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(中央卸売市場管理部総務課) ……八

○令和六年東京都告示第三百六十三号 (令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(建設局総務部職員課) ……八

○都道の区域変更……………(建設局道路管理部政課) ……九

○令和六年東京都告示第三百六十四号 (令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(港湾局総務部総務課) ……一〇

○令和六年東京都告示第三百六十五号 (令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(港湾局総務部総務課) ……一〇

○令和六年東京都告示第三百六十六号 (令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(港湾局総務部総務課) ……一〇

○令和六年東京都告示第三百六十七号 (令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(港湾局総務部総務課) ……一〇

○令和六年東京都告示第三百六十八号 (令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(港湾局総務部総務課) ……一〇

の一部改正……………(会計管理局管理部総務課)……………二〇

○令和六年東京都告示第三百六十六号(令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(東京都労働委員会)……………二〇

○令和六年東京都告示第三百六十七号(令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………(東京都収用委員会)……………二〇

告 示 (教)

○令和六年東京都教育委員会告示第十二号(令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………二〇

告 示 (選)

○令和六年東京都選挙管理委員会告示第二十六号(令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………二〇

告 示 (人)

○令和六年東京都人事委員会告示第一号(令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………二〇

告 示 (警)

○警視庁告示第六十二号(令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………二〇

規 程 (交)

○東京都交通局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程の一部を改正する規程……………二〇

○東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券及び東京都乗合自動車一日乗車券の発売等の特例に関する規程を廃止する規程……………二三

規 程 (水)

○東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程の一部を改正する規程……………二四

○東京都水道局庁内管理規程の一部を改正する規程……………二七

○東京都水道局待機勤務規程の一部を改正する規程……………二六

規 程 (下水)

○東京都下水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する規程……………二六

告 示 (消)

○令和六年東京消防庁告示第三号(令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の

一部改正……………三

告 示 (議)

○令和六年東京都議会議長告示第一号(令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………三

公 告

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………(主税局課税部課税指導課)……………三

○東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出(二件)……………(環境局総務部環境政策課)……………三

規 則

東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

東京都規則第四百五十五号

東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則(昭和四十六年東京都規則第二百十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(法附則第二条第一項の規定による給付(以下「特例給付」という。)を含む。以下同じ。)」を削る。

第七条を削る。

附 則

1 この規則は、令和六年十月一日から施行する。

2 令和六年九月以前の月分の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十七号)附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)附則第二条第一項の給付に係る事務については、なお従前の例による。

訓令

●東京都訓令第3十五号

庁 中 一 般
支 業 所 庁 般
事 業 所 庁 般
取用委員会事務局
労働委員会事務局

東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則取扱規程(昭和六十一年東京都訓令第五十八号)の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

東京都知事 小池百合子

第一条中「。以下「規則」という。」、「(規則第七条において準用する場合を含む。)」及び「(法附則第二条第一項の給付を含む。以下同じ。)」を削る。

第八条中「(法附則第二条第四項において準用する場合を含む。)」を削る。

別記第一号様式中「児童手当 特例給付」を「児童手当」に改める。

別記第二号様式から第四号様式までを次のように改める。

第2号様式(第3条関係)

第 年 月 日

東京都知事

様
児童手当 認定請求却下 通知書
年 月 日付で請求のあった児童手当については、下記のとおり
認定請求を却下 したので、通知します。

認定に関する事項

1 支給対象児童数	3歳未満	人
	3歳以上	人
	第3子以降	人
	計	人
2 手当月額	3歳未満	円
	3歳以上	円
	第3子以降	円
	計	円
3 支給開始年月	年 月 日から	
4 支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由	()	

却下した理由 ()

備考 ()

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。)

第3号様式(第3条関係)

(表)

児童手当 受給者情報

受給者	氏名		性別		生年月日		年		月		日		住所		配偶者等の氏名		配偶者等の職業		被用者・公務員・被用者でない者				
	姓	名	男	女	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	
児童の兄姉等 (18歳に達する日 以後の最初の3月 31日から22歳に達 する日以後の最初 の3月31日までの 間にある者)	氏名	続柄	生年月日	住所	職業等	通学先 (学生の場合のみ)	卒業予定時期 (学生の場合のみ)	申請人による監護相当の状況 (いずれかに○)		申請人による生計費の負担の状況 (該当するもの全てに○)													
					・学生 ・無職 ・その他			1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.期別しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他()	1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他()														
見 童	氏名	続柄	生年月日	同居 別居 の別	海外留学 している場合 の出国年月	住所	監護の 有・無	生計 関係	児童との 関係	3歳未満	3歳以上	第3子以降	非該当年月日										
				同・別	年 月		有・無	同・ 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・	・	・	・										
				同・別	年 月		有・無	同・ 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・	・	・	・										
				同・別	年 月		有・無	同・ 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・	・	・	・										
				同・別	年 月		有・無	同・ 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・	・	・	・										
				同・別	年 月		有・無	同・ 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・	・	・	・										
				同・別	年 月		有・無	同・ 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・	・	・	・										
所得の状況	年分所得額		認定年月日	支給開始年月	年 月 日	消滅年月日	年 月 日	3歳未満	円	3歳以上	円	第3子以降	円	備考									
	円		支給消滅事由			計	円																

(日本産業規格A列4番)

(裏)

区分	年度		年度		年度		年度		年度		年度	
	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
現 況	届出の有無		円		円		円		円		円	
	備考											
支 払 金 額	支払年月日		円		円		円		円		円	
	十 月 期	3歳未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		3歳以上	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		第3子以降	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	計		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	事務担当者											
	支払年月日		円		円		円		円		円	
	十 二 月 期	3歳未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		3歳以上	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		第3子以降	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	計		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	事務担当者											
支払年月日		円		円		円		円		円		
二 月 期	3歳未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	3歳以上	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	第3子以降	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
計		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
事務担当者												
支払年月日		円		円		円		円		円		
四 月 期	3歳未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	3歳以上	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	第3子以降	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
計		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
事務担当者												
支払年月日		円		円		円		円		円		
六 月 期	3歳未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	3歳以上	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	第3子以降	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
計		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
事務担当者												
支払年月日		円		円		円		円		円		
八 月 期	3歳未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	3歳以上	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	第3子以降	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
計		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
事務担当者												
備考												

第4号様式(第4条関係)

様	東京都知事	第 年 月 日 号
児童手当 額改定請求却下 通知書		
児童手当 額改定請求却下 請求、届出 により、下記のとおり		
児童手当の額改定については 職権		
却 下 したので、通知します。		
記		
額 改 定 に 関 す る 事 項		
1 改定後の支給対象児童数		
	3歳未満	人
	3歳以上	人
	第3子以降	人
	計	人
2 改定後の手当月額		
	3歳未満	円
	3歳以上	円
	第3子以降	円
	計	円
3 改定年月	年 月から	
4 改定(増・減)の理由()		
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項		
却下した理由 ()		
備 考		

(日本産業規格A列4番)

別記第五号様式から第七号様式までの規定中 「児童手当 特例給付」を「児童手当」に改める。

附 則

- この訓令は、令和六年十月一日から施行する。
- 令和六年九月以前の月分の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）附則第二条第一項の給付に係る事務については、なお従前の例による。
- この訓令の施行の際、この訓令による改正前の東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則取扱規程の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第九百九十一号

令和六年東京都告示第三百四十八号（令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額）の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

「1,160円」を「1,230円」に改める。

附 則

この告示は、令和六年十月一日から施行する。

●東京都告示第九百九十二号

令和六年東京都告示第三百四十九号（令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額）の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

「1,160円」を「1,230円」に改める。

附則

この告示は、令和六年十月一日から施行する。

●東京都告示第九百九十三号

令和六年東京都告示第三百五十号（令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額）の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

「1,160円」を「1,230円」に改める。

附則

この告示は、令和六年十月一日から施行する。

●東京都告示第九百九十四号

令和六年東京都告示第三百五十一号（令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額）の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

「8,680円」を「9,070円」に、「8,630円」を「9,020円」に、「1,160円」を「1,230円」に改める。

附則

この告示は、令和六年十月一日から施行する。

●東京都告示第九百九十五号

令和六年東京都告示第三百五十二号（令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額）の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

「1,160円」を「1,230円」に改める。

附則

この告示は、令和六年十月一日から施行する。

●東京都告示第九百九十六号

令和六年東京都告示第三百五十三号（令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額）の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

「1,160円」を「1,230円」に改める。

附則

この告示は、令和六年十月一日から施行する。

●東京都告示第九百九十七号

令和六年東京都告示第三百五十四号（令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額）の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

「1,160円」を「1,230円」に改める。

附則

この告示は、令和六年十月一日から施行する。

●東京都告示第九百九十八号

令和六年東京都告示第三百五十五号（令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額）の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

「8,990円」を「9,530円」に、「6,960円」を「7,380円」に、「4,640円」を「4,920円」に、「3,480円」を「3,690円」に改める。

「H」に、「1,160円」を「1,230円」に改める。

附則

この告示は、令和六年十月一日から施行する。

●東京都告示第九百九十九号

令和六年東京都告示第三百五十六号（令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額）の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

「1,160円」を「1,230円」に改める。

附則

この告示は、令和六年十月一日から施行する。

●東京都告示第千号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき十条駅西口地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

十条駅西口地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十九年五月二十六日から令和八年九月三十日まで

で

三 施行地区

北区上十条一丁目及び上十条二丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

北区上十条二丁目七番十一号

平成二十九年五月二十六日

五 事業計画の変更認可の年月日

令和六年九月三十日

●東京都告示第千一号

令和六年東京都告示第三百五十七号(令和六年度非常勤

職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

「1,160円」を「1,230円」に改める。

附 則

この告示は、令和六年十月一日から施行する。

●東京都告示第千二号

令和六年東京都告示第三百五十八号(令和六年度非常勤

職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

「1,160円」を「1,230円」に改める。

附 則

この告示は、令和六年十月一日から施行する。

●東京都告示第千三号

平成二十一年東京都告示第九百八十八号(都民の健康と

安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十二第

一項及び第四条の十三第二号に規定する知事が別に定める

発電又は熱利用並びに同条第一号に規定する知事が別に定める発電)の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

前文中「。以下「規則」という。」を削る。

三中「木材パルプの製造の際に生ずる廃液」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号)第五条第一項

第十一号ハに規定される基準に適合しないバイオマス」に、

「規則第三条の二」を「都民の健康と安全を確保する環境

に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第五

条の二十五」に改める。

附 則

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

2 この告示の施行の日前に行われた発電については、なお従前の例による。ただし、当該発電に係る都民の健康

と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十四号)第四条の二十一の八第二項に

基づく申請が令和八年四月一日以後である場合は、この

限りでない。

●東京都告示第千四号

平成二十四年東京都告示第五百三十号(都民の健康と安

全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十第一項

第五号の知事が別に定める日、規則第四条の十一の三第一

項第三号及び第四条の十三第三号の知事が別に定めるもの、

規則第四条の十四第一項の表一の項及び二の項下欄の知事

が別に定める義務の履行又は措置の実施並びに同項上欄の

知事が別に定める振替可能削減量)の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

二中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

五(二)中「県内削減量」の下に「(規則第四条の十一の二に定める方法によるものに限る。)」を加える。

附 則

1 この告示は、令和七年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この告示による改正後の平成二十四年東京都告示第五百三十号(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十第一項第五号の知事が別に定める

日、規則第四条の十一の三第一項第三号及び第四条の十

三第三号の知事が別に定めるもの、規則第四条の十四第

一項の表一の項及び二の項下欄の知事が別に定める義務

の履行又は措置の実施並びに同項上欄の知事が別に定め

る振替可能削減量)五の規定は、算定の対象となる年度

が施行日以降である県内削減量に係る算定を行う場合に

ついて適用し、算定の対象となる年度が令和六年度以前

であるものについては、なお従前の例による。

3 この告示の施行日前に都民の健康と安全を確保する環

境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)

第五条の十九第二項に規定する削減量口座簿に記載され

ている連携県等削減量については、なお従前の例による。

●東京都告示第千五号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則

(平成十三年東京都規則第三十四号。以下「規則」とい
う。) 第四条の十六第七項の表二の項上欄に規定する知事
が別に定める基準となる期間を次のように定める。

令和六年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 令和七年三月三十一日までに特定地球温暖化対策事業
所である事業所(二から四までに該当する事業所を除
く。) 令和四年度から令和六年度までの連続する三箇
年度(当該三箇年度中に、規則第四条の十七第二項の規
定により特定地球温暖化対策事業者が選択する連続する
三箇年度のうちいずれかの年度が該当する場合で、当
該年度が特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス
年度排出量が標準的でない)と知事が特に認める年度であ
る場合にあつては、当該年度を除く二箇年度又は一箇年
度)の期間

二 令和七年四月一日以降に特定地球温暖化対策事業所と
なる事業所(都民の健康と安全を確保する環境に関する
条例(平成十二年東京都条例第二百十五号。以下「条
例」といふ。) 第五条の十三第一項第二号アの量を選択
したものと及び同項第三号アの量を選択したものに限
る。) 規則第四条の十七第二項の規定により特定地球
温暖化対策事業者が選択する連続する三箇年度(当該三
箇年度のうち特定地球温暖化対策事業所の特定温室効
果ガス年度排出量が標準的でない)と知事が特に認める年
度がある場合にあつては、当該年度を除く二箇年度又は
一箇年度)の期間

三 令和七年四月一日以降に特定地球温暖化対策事業所と
なる事業所(条例第五条の十三第一項第二号イの量を選

択したものと及び同項第三号イの量を選択したものに限
る。) 削減義務期間の開始の年度の三箇年度前から前
年度までの期間

四 令和七年四月一日以降に特定地球温暖化対策事業所と
なる事業所(条例第五条の十三第一項第三号ウの量を選
択したものに限り。) 条例第五条の十三第一項第三号
に規定する特定地球温暖化対策事業所に再度該当した日
の属する年度の三箇年度前から前年度までの期間

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

●東京都告示第六号

令和六年東京都告示第三百五十九号(令和六年度非常勤
職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

「8,630円」を「9,020円」に、「143,800円」を「152,500
円」に、「129,900円」を「137,800円」に、「111,400円」
を「118,100円」に、「1,160円」を「1,230円」に改める。

附 則

この告示は、令和六年十月一日から施行する。

●東京都告示第七号

令和六年東京都告示第三百六十号(令和六年度非常勤職
員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

「8,630円」を「9,020円」に、「1,160円」を「1,230円」

に改める。

附 則

この告示は、令和六年十月一日から施行する。

●東京都告示第十八号

令和六年東京都告示第三百六十一号(令和六年度非常勤
職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

「143,800円」を「152,500円」に、「1,160円」を「1,230
円」に改める。

附 則

この告示は、令和六年十月一日から施行する。

●東京都告示第十九号

令和六年東京都告示第三百六十二号(令和六年度非常勤
職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

「1,160円」を「1,230円」に改める。

附 則

この告示は、令和六年十月一日から施行する。

●東京都告示第二十号

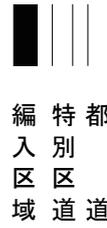
令和六年東京都告示第三百六十三号(令和六年度非常勤
職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

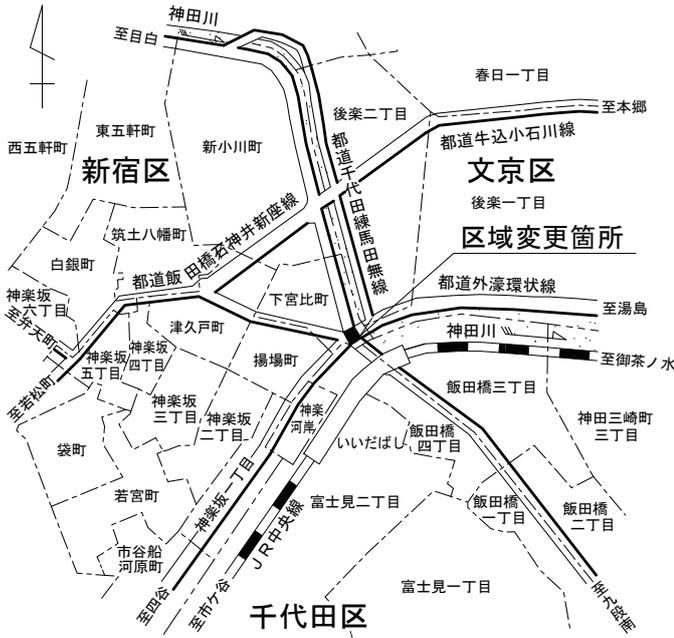
東京都知事 小 池 百合子

別図

都道千代田練馬田無線区域変更略図
千代田区飯田橋四丁目地内



延長 九・七二メートル
面積 二七・〇七平方メートル



「8630円」を「9,020円」及び「1,160円」を「1,230円」に改める。
附則
この告示は、令和六年十月一日から施行する。

●東京都告示第千十一号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和六年九月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年九月三十日
東京都知事 小池百合子
一 路線名 千代田練馬田無
二 変更の区間 千代田区飯田橋四丁目二十六番地内から同所三十三番一地内まで
三 変更の概要 別図表示のとおり

文京区
後楽二丁目

都道外濠環状線
至湯島

新宿区
下宮比町

都道飯田橋石神井新座線
至弁天町

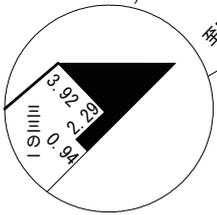
揚場町

後楽一丁目

飯田橋三丁目

千代田区

飯田橋四丁目



●東京都告示第千十二号

令和六年東京都告示第三百六十四号(令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

「1,160円」を「1,230円」に改める。

附 則

この告示は、令和六年十月一日から施行する。

●東京都告示第千十三号

令和六年東京都告示第三百六十五号(令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

「1,160円」を「1,230円」に改める。

附 則

この告示は、令和六年十月一日から施行する。

●東京都告示第千十四号

令和六年東京都告示第三百六十六号(令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

「1,160円」を「1,230円」に改める。

附 則

この告示は、令和六年十月一日から施行する。

●東京都告示第千十五号

令和六年東京都告示第三百六十七号(令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

「1,160円」を「1,230円」に改める。

附 則

この告示は、令和六年十月一日から施行する。

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第三十号

令和六年東京都教育委員会告示第十二号(令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

東京都教育委員会

「9,000円」を「9,500円」に、「1,160円」を「1,230円」に改める。

附 則

この告示は、令和六年十月一日から施行する。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百二十八号

令和六年東京都選挙管理委員会告示第二十六号(令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

東京都選挙管理委員会

「1,160円」を「1,230円」に改める。

附 則

この告示は、令和六年十月一日から施行する。

告 示 (人)

●東京都人事委員会告示第二号

令和六年東京都人事委員会告示第一号(令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

東京都人事委員会

「1,160円」を「1,230円」に改める。

附 則

この告示は、令和六年十月一日から施行する。

告 示 (警)

●警視庁告示第188号

令和6年警視庁告示第62号(令和6年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

令和6年9月30日

警視總監 緒 方 禎 巳

「1,160円」を「1,230円」に改める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

規 程 (交)

●交通局規程第五十二号

東京都交通局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年九月三十日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに
関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに
関する規程(昭和六十一年交通局規程第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「規則」という。」「(規則第七条において準用する場合を含む。)」及び「(法附則第二条第一項の規定による給付を含む。以下同じ。)」を削る。
第八条中「(法附則第二条第四項において準用する場合を含む。)」を削る。

別記第一号様式中 「児童手当」を「児童手当」に改める。
別記第二号様式から第四号様式までを次のように改める。

第2号様式(第3条関係)

<p>様 東京都交通局長</p> <p>児童手当 認定請求却下 通知書</p> <p>年月日付で請求のあった児童手当については、下記のとおり認定請求を却下したので、通知します。</p> <p>認定請求を却下 記</p>		<p>第 年 月 日</p>
<p>認 定 に 関 す る 事 項</p>		
<p>1 支給対象児童数</p> <p>3歳未満 人</p> <p>3歳以上 人</p> <p>第3子以降 人</p> <p>計 人</p>		
<p>2 手当月額</p> <p>3歳未満 円</p> <p>3歳以上 円</p> <p>第3子以降 円</p> <p>計 円</p>		
<p>3 支給開始年月 年 月から</p>		
<p>4 支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由</p> <p>()</p>		
<p>認定請求却下に関する事項</p> <p>却下した理由 ()</p>		
<p>備 考</p> <p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることが出来ます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都交通局長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することが出来ます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内でかつ、この決定の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p> <p>ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することが出来ます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p>		

第3号様式(第3条関係)

(表)

児童手当 受給者情報

受給者	氏名					住所							
	性別	男・女	生年月日	年 月 日	配偶者等の有無	有・無	配偶者等の氏名						
児童の兄姉等 (18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)	氏名	続柄	生年月日	住所	職業等	通学先 (学生の場合のみ)	卒業予定時期 (学生の場合のみ)	申立人による監護相当の状況 (いずれかに○)	申立人による生計費の負担の状況 (該当するもの全てに○)				
					・学生 ・無職 ・その他				1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である その他()	1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他()			
児童	氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学している場合の出国年月	住所	監護の有無	生計関係	児童との関係	児童手当該当年月日			
									・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	3歳未満	3歳以上	第3子以降	非該当年月日
									・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
									・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
									・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
									・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
									・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
									・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
所得の状況	年分所得額		認定年月日	年 月 日	手当月額				円	備考			
			支給開始年月	年 月 日	3歳未満				円				
			消滅年月日	年 月 日	3歳以上				円				
	円		支給消滅事由				第3子以降						
				計				円					

(日本産業規格A列4番)

(裏)

区分	年度	年度		年度		年度		年度		
		有	無	有	無	有	無	有	無	
現況届	届出の有無	有・無		有・無		有・無		有・無		
	前年の所得額	円		円		円		円		
支払金額	十月期	支払年月日	有・無		有・無		有・無		有・無	
		支払金額	円	円	円	円	円	円	円	
	十一月期	支払年月日	有・無		有・無		有・無		有・無	
		支払金額	円	円	円	円	円	円	円	
	十二月期	支払年月日	有・無		有・無		有・無		有・無	
		支払金額	円	円	円	円	円	円	円	
	一月份	支払年月日	有・無		有・無		有・無		有・無	
		支払金額	円	円	円	円	円	円	円	
	二月份	支払年月日	有・無		有・無		有・無		有・無	
		支払金額	円	円	円	円	円	円	円	
	三月份	支払年月日	有・無		有・無		有・無		有・無	
		支払金額	円	円	円	円	円	円	円	
	四月份	支払年月日	有・無		有・無		有・無		有・無	
		支払金額	円	円	円	円	円	円	円	
	五月份	支払年月日	有・無		有・無		有・無		有・無	
		支払金額	円	円	円	円	円	円	円	
六月份	支払年月日	有・無		有・無		有・無		有・無		
	支払金額	円	円	円	円	円	円	円		
七月份	支払年月日	有・無		有・無		有・無		有・無		
	支払金額	円	円	円	円	円	円	円		
八月份	支払年月日	有・無		有・無		有・無		有・無		
	支払金額	円	円	円	円	円	円	円		
備考										

第4号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日
東京都交通局長

様
東京都交通局長
額 改 定 に 関 する 事 項
1 改定後の支給対象児童数
..... 3歳未満 人
..... 3歳以上 人
..... 第3子以降 人
計 人
2 改定後の手当月額
..... 3歳未満 円
..... 3歳以上 円
..... 第3子以降 円
計 円
3 改定年月 年 月から
4 改定(増・減)の理由()
額 改 定 請 求 却 下 に 関 する 事 項
却 下 し た 理 由 ()
考
1 この決定に不備がある場合には、この決定があつた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができ、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都交通局長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができ、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができ、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であれば、処分の取消しの訴えを提起することができ、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(日本産業規格A列4番)

別記第五号様式から第七号様式までの規定中「児童手
特別給
付」を「児童手当」に改める。
附 則

- この規程は、令和六年十月一日から施行する。
- 令和六年九月以前の月分の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十七号)附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)附則第二条第一項の給付に係る事務については、なお従前の例による。
- この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都交通局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程別記第一号様式から第七号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●交通局規程第五十三号

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券及び東京都乗合自動車一日乗車券の発売等の特例に関する規程を廃止する規程を次のように定める。
令和六年九月三十日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券及び東京都乗合自動車一日乗車券の発売等の特例に関する規程を廃止する規程

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制

乗車券及び東京都乗合自動車一日乗車券の発売等の特例に関する規程（令和元年交通局規程第四号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この規程は、令和六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、この規程による廃止前の東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券及び東京都乗合自動車一日乗車券の発売等の特例に関する規程の規定（以下「旧規程」という。）により発売した乗車券で、現に効力を有するものについての旧規程第二条第一号及び第八条の適用については、なお従前の例による。

規程（水）

●東京都水道局管理規程第十七号

東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年九月三十日

東京都水道局長 西 山 智 之

東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程（昭和六十一年東京都水道局管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「規則」という。」「（規則第七条

において準用する場合を含む。）」及び「（法附則第二条第一項の給付を含む。以下同じ。）」を削る。

第八条中「（法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）」を削る。

別記第一号様式から第四号様式までを次のように改める。

第1号様式 (第3条関係)

第 年 月 日 号

様
東京都水道局長

児童手当関係書類 返戻 通知書
保留

年 月 日付けで請求(届出)のあった について、下記の理由

で 返戻 することとしたので、通知します。
保留

なお、請求書(届出書)を再提出する際には、この通知書を含めて提出してください。

記

返 戻 し た 理 由	保 留 し た 理 由
1 記載内容の不備	
2 添付書類の不備	

(日本産業規格A列4番)

第2号様式 (第3条関係)

第 年 月 日 号

様
東京都水道局長

児童手当 認定請求却下 通知書

年 月 日付けで請求のあった児童手当については、下記のとおり

認定 したので、通知します。
認定請求を却下

記

認 定 に 関 する 事 項

1 支給対象児童数	3歳未満	人
	3歳以上	人
	第3子以降	人
	計	人
2 手当月額	3歳未満	円
	3歳以上	円
	第3子以降	円
	計	円
3 支給開始年月	年 月から	
4 支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由	()	

却下した理由 ()

考 ()

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができず(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなりす。)

2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公営企業管理者水道局長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができず(なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりす。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりす。)

(日本産業規格A列4番)

第3号様式(第3条関係)

(表)

児童手当 受給者台帳

受給者 氏名	性別	生年月日	年	月	日	住所	配偶者の有無		配偶者等の氏名	通学先 (学生の場合のみ)	卒業予定時期 (学生の場合のみ)	配偶者の職業	被用者・公務員・被用者でない者	
							有	無					申立人による監護相当の状況 (いずれかに○)	申立人による生計費の負担の状況 (該当するものすべてに○)
氏名		続柄	生年月日			住所			職業等					
児童の兄弟等 (18歳に達する日 以後の最初の3月 31日を経過した後 22歳に達する日 以後の最初の3月 31日までの間にある者)									・学生 ・無職 ・その他				1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他()	
									・学生 ・無職 ・その他				1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他()	
児 童	氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学している場合の出国年月	住所	監護の有無	生計関係	児童との関係	児童手当該当年月日			非該当年月日	
				同・別	年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	3歳未満	3歳以上	第3子以降		
				同・別	年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母					
				同・別	年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母					
				同・別	年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母					
				同・別	年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母					
				同・別	年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母					
				同・別	年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母					
所得の状況	年分所得額		認定年月日	支給開始年月	消滅年月日	年 月 日	手当月額		3歳未満		円	備考		
	円		支給消滅事由			年 月 日	3歳以上		円					
						年 月 日	第3子以降		円					
						年 月 日	計		円					

(日本産業規格A列4番)

(裏)

区分	年度		年度		年度		年度		年度		
	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	
現況	届出の有無		円		円		円		円		
	前年の所得額		円		円		円		円		
届	備考										
	支払年月日										
十月期	支払金額		3歳未満	円	円	円	円	円	円	円	
			3歳以上	円	円	円	円	円	円	円	
			第3子以降	円	円	円	円	円	円	円	
			計	円	円	円	円	円	円	円	
事務担当者											
十一月期	支払年月日										
	支払金額		3歳未満	円	円	円	円	円	円	円	
			3歳以上	円	円	円	円	円	円	円	
			第3子以降	円	円	円	円	円	円	円	
		計	円	円	円	円	円	円	円		
事務担当者											
十二月期	支払年月日										
	支払金額		3歳未満	円	円	円	円	円	円	円	
			3歳以上	円	円	円	円	円	円	円	
			第3子以降	円	円	円	円	円	円	円	
		計	円	円	円	円	円	円	円		
事務担当者											
一四期	支払年月日										
	支払金額		3歳未満	円	円	円	円	円	円	円	
			3歳以上	円	円	円	円	円	円	円	
			第3子以降	円	円	円	円	円	円	円	
		計	円	円	円	円	円	円	円		
事務担当者											
一六期	支払年月日										
	支払金額		3歳未満	円	円	円	円	円	円	円	
			3歳以上	円	円	円	円	円	円	円	
			第3子以降	円	円	円	円	円	円	円	
		計	円	円	円	円	円	円	円		
事務担当者											
一八期	支払年月日										
	支払金額		3歳未満	円	円	円	円	円	円	円	
			3歳以上	円	円	円	円	円	円	円	
			第3子以降	円	円	円	円	円	円	円	
		計	円	円	円	円	円	円	円		
事務担当者											
備考											

第4号様式(第4条関係)

<p>様</p> <p>東京都水道局長</p> <p>児童手当 額改定請求却下 通知書</p> <p>児童手当の額改定については 請求、届出により、下記のとおり 改定したので、通知します。 却下</p>	<p>第 年 月 日</p>																
記																	
<p>1 改定後の支給対象児童数</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>3歳未満</td><td>人</td></tr> <tr><td>3歳以上</td><td>人</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>人</td></tr> <tr><td>計</td><td>人</td></tr> </table> <p>2 改定後の手当月額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>3歳未満</td><td>円</td></tr> <tr><td>3歳以上</td><td>円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>円</td></tr> <tr><td>計</td><td>円</td></tr> </table> <p>3 改定年月 年 月から</p> <p>4 改定(増・減)の理由()</p> <p>却下した理由 ()</p> <p>考</p>	3歳未満	人	3歳以上	人	第3子以降	人	計	人	3歳未満	円	3歳以上	円	第3子以降	円	計	円	<p>額改定請求却下に関する事項</p>
3歳未満	人																
3歳以上	人																
第3子以降	人																
計	人																
3歳未満	円																
3歳以上	円																
第3子以降	円																
計	円																

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公営企業管理者水道局長となり。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。)

(日本産業規格A列4番)

別記第五号様式から第七号様式までの規定中「児童手当特別給付」を「児童手当」に改める。

附則

- この規程は、令和六年十月一日から施行する。
- 令和六年九月以前の月分の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十七号)附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)附則第二条第一項の給付に係る事務については、なお従前の例による。
- この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都水道局管理規程第十八号

東京都水道局庁内管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年九月三十日

東京都水道局長 西山智之

東京都水道局庁内管理規程の一部を改正する

規程

東京都水道局庁内管理規程(昭和五十年東京都水道局管理規程第十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「待機員」の下に「又は東京都水道局処務規程(昭和二十七年東京都水道局訓令第十四号)第七十四条第一項に規定する宿直員」を加える。

附則

この規程は、令和六年十月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十九号

東京都水道局待機勤務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年九月三十日

東京都水道局長 西 山 智 之

東京都水道局待機勤務規程の一部を改正する規程

規程

東京都水道局待機勤務規程（昭和三十年東京都水道局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第八条第二項中「第六条第二号から第四号までに掲げる待機については、」を削る。

附則

1 この規程は、令和六年十月一日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都水道局待機勤務規程の規定は、待機勤務の始期が施行の日以降の待機勤務について適用する。

規程（下水）

●東京都下水道局管理規程第十五号

東京都下水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年九月三十日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する規程

東京都下水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程（昭和六十一年東京都下水道局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「規則」という。」、（規則第七条において準用する場合を含む。）及び「（法附則第二條第一項の規定による給付を含む。以下同じ。）」を削る。

第八条中「（法附則第二條第四項において準用する場合を含む。）」を削る。

別記第一号様式中「~~西~~」を「~~西~~」に改める。

別記第二号様式から第四号様式までを次のように改める。

第2号様式 (第3条関係)

様
東京都下水道局長
年月日

児童手当 認定請求却下 通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けで請求のあった児童手当については、下記のとおり認定請求を却下したので、通知します。

認定請求却下 記

<p>1 支給対象児童数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">3歳未満</td><td style="width: 50%;">人</td></tr> <tr><td>3歳以上</td><td>人</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>人</td></tr> <tr><td>計</td><td>人</td></tr> </table> <p>2 手当月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">3歳未満</td><td style="width: 50%;">円</td></tr> <tr><td>3歳以上</td><td>円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>円</td></tr> <tr><td>計</td><td>円</td></tr> </table> <p>3 支給開始年月 年 月 から</p> <p>4 支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由 ()</p>	3歳未満	人	3歳以上	人	第3子以降	人	計	人	3歳未満	円	3歳以上	円	第3子以降	円	計	円	<p>認定請求却下に關する事項</p> <p>却下した理由 ()</p>
3歳未満	人																
3歳以上	人																
第3子以降	人																
計	人																
3歳未満	円																
3歳以上	円																
第3子以降	円																
計	円																

備考

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公営企業管理者下水道局長となります)、自分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると自分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本産業規格A列4番)

第3号様式 (第3条関係)

(表)

児童手当 受給者情報

受給者	氏名	住所	性別	生年月日	配偶者等の有無	配偶者等の氏名	配偶者等の職業	被用者・公務員・被用者でない者		
児童の兄姉等 (18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する3月31日までの間にある者)	氏名	住所	氏名	生年月日	有・無	職業等	通学先 (学生の場合のみ)	卒業予定時期 (学生の場合のみ)	申立人による監護相当の状況 (いずれかに○)	申立人による生計費の負担の状況 (該当するもの全てに○)
児童	氏名	住所	氏名	生年月日	有・無	職業等	通学先	卒業予定時期	1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他()	1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他()
	氏名	住所	氏名	生年月日	有・無	職業等	通学先	卒業予定時期	1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他()	1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他()
	氏名	住所	氏名	生年月日	有・無	職業等	通学先	卒業予定時期	1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他()	1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他()
	氏名	住所	氏名	生年月日	有・無	職業等	通学先	卒業予定時期	1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他()	1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他()
	氏名	住所	氏名	生年月日	有・無	職業等	通学先	卒業予定時期	1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他()	1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他()
	氏名	住所	氏名	生年月日	有・無	職業等	通学先	卒業予定時期	1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他()	1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他()
	氏名	住所	氏名	生年月日	有・無	職業等	通学先	卒業予定時期	1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他()	1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他()
所得の状況	年分所得額	認定年月日	支給開始年月	消滅年月日	支給消滅事由	手当月額	3歳未満 3歳以上 第3子以降 計	円 円 円 円	備考	

(裏)

区分	年度		年度		年度		年度		年度	
	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
現況	届出の有無		有・無		有・無		有・無		有・無	
	前年の所得額		円		円		円		円	
届	備考									
	支払年月日		・		・		・		・	
十月	3歳未満		円		円		円		円	
	3歳以上		円		円		円		円	
	第3子以降		円		円		円		円	
	計		円		円		円		円	
十一月	支払年月日		・		・		・		・	
	3歳未満		円		円		円		円	
	3歳以上		円		円		円		円	
	第3子以降		円		円		円		円	
十二月	支払年月日		・		・		・		・	
	3歳未満		円		円		円		円	
	3歳以上		円		円		円		円	
	第3子以降		円		円		円		円	
一月	支払年月日		・		・		・		・	
	3歳未満		円		円		円		円	
	3歳以上		円		円		円		円	
	第3子以降		円		円		円		円	
二月	支払年月日		・		・		・		・	
	3歳未満		円		円		円		円	
	3歳以上		円		円		円		円	
	第3子以降		円		円		円		円	
三月	支払年月日		・		・		・		・	
	3歳未満		円		円		円		円	
	3歳以上		円		円		円		円	
	第3子以降		円		円		円		円	
四月	支払年月日		・		・		・		・	
	3歳未満		円		円		円		円	
	3歳以上		円		円		円		円	
	第3子以降		円		円		円		円	
五月	支払年月日		・		・		・		・	
	3歳未満		円		円		円		円	
	3歳以上		円		円		円		円	
	第3子以降		円		円		円		円	
六月	支払年月日		・		・		・		・	
	3歳未満		円		円		円		円	
	3歳以上		円		円		円		円	
	第3子以降		円		円		円		円	
七月	支払年月日		・		・		・		・	
	3歳未満		円		円		円		円	
	3歳以上		円		円		円		円	
	第3子以降		円		円		円		円	
八月	支払年月日		・		・		・		・	
	3歳未満		円		円		円		円	
	3歳以上		円		円		円		円	
	第3子以降		円		円		円		円	
計		円		円		円		円		
事務担当者										
備考										

第4号様式 (第4条関係)

様

東京都下水道局長

第 年 月 日

児童手当 額 改定 通知書
 額改定請求却下 請求、届出 により、下記のとおり
 児童手当の額改定については 職権
 改定 したので、通知します。
 却下

額改定に関する事項

1 改定後の支給対象児童数

3歳未満	人
3歳以上	人
第3子以降	人
計	人

2 改定後の手当月額

3歳未満	円
3歳以上	円
第3子以降	円
計	円

3 改定年月 年 月から

4 改定(増・減)の理由()

却下した理由 額改定請求却下に関する事項 ()

備考 ()

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公営企業管理者下水道局長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)、ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
 (日本産業規格A列4番)

別記第五号様式から第七号様式までの規定中「児童手当」を「児童手当」に改める。

附則

- この規程は、令和六年十月一日から施行する。
- 令和六年九月以前の月分の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）附則第二条第一項の給付に係る事務については、なお従前の例による。
- この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示 (消)

●東京消防庁告示第4号

令和6年東京消防庁告示第3号（令和6年度非常勤職員の第一種報酬の額）の一部を次のように改正する。

令和6年9月30日

東京消防庁

消防総監 古田 義実

「1,160円」を「1,230円」に改める。

附則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

告 示 (議)

●東京都議会議長告示第二号

令和六年東京都議会議長告示第一号（令和六年度非常勤職員の第一種報酬の額）の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

東京都議会議長 宇田川 聡 史

「1,160円」を「1,230円」に改める。

附則

この告示は、令和六年十月一日から施行する。

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第三百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和六年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

氏名又は 名称	代表者の 氏名	主たる事務所又は 事業所の所在地	取消年月日
株式会社 エネサン スホール デザイン ス	岡田 卓也	港区海岸一丁目二 番二十号	令和六年九月 三十日

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出

について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、東京都都市計画

道路都市高速道路第一号線（新京橋連絡路）建設事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和六年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

首都高速道路株式会社

代表取締役社長 寺山 徹

千代田区霞が関一丁目四番一号

二 対象事業の名称

東京都都市計画道路都市高速道路第一号線（新京橋連絡路）建設事業

三 工事着手の予定年月日

令和六年十月一日

四 工事完了の予定年月日

令和十八年三月三十一日

五 届出日

令和六年九月十日

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出

について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、都市高速鉄道第七号線品川～白金高輪間建設事業について、次のとおり

着工の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

令和六年九月三十日

東京都知事 小池百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京地下鉄株式会社

代表取締役社長 山村 明義

台東区東上野三丁目十九番六号

二 対象事業の名称

都市高速鉄道第七号線品川～白金高輪間建設事業

三 工事着手の予定年月日

令和六年十月一日

四 工事完了の予定年月日

令和十六年十二月三十一日

五 届出日

令和六年九月十一日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 七〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号
101-0051

